

**令和5年度**

**第16期第24回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年4月18日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年4月18日(火) 午前10時から10時55分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 令和5年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 報告事項1 漁業法第73条第2項第2号に係る審査基準の作成について
- 3 報告事項2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 4 報告事項3 漁業に関する協定に係る報告事項について
- 5 報告事項4 全国海区漁業調整委員会連合会理事会の結果について
- 6 報告事項5 太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 7 その他
  - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会の開催について
  - (2) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁

#### 欠席委員

木村那津子

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 栗山 功  
主幹兼係長 中西 健五  
係長 阿部 久代

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田 和 英  
主幹兼係長 藤島 弘 幸  
係長 程川 和 宏

#### 傍聴者

なし

計 23名

○小川会長

それでは、ただいまから第 24 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、木村那津子委員が欠席で、出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濱中委員、木村妙子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「令和 5 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 4 月 4 日付け農林水第 24-5 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

沿岸漁場整備開発法第 18 条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（阿部係長）

1-23 ページに今回諮問いたしました令和 5 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画のポイントを示しています。

1. 放流効果実証事業は、生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより、放流した水産動植物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対して普及する事業です。

2. 県知事は、沿岸漁場整備開発法（以下、「法」という。）第 15 条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として、当該県に一法人に限り、指定することができ、三重県では公益財団法人三重県水産振興事業団を指定法人としています。

3. 指定法人は、法第 17 条の規定により、毎年業務実施計画を作成し、県知事の認可を受ける必要があります。

なお、計画には、（1）事業の対象とする水産動物の種類、（2）種類ごとの放流場所、時期、数量、その他の放流の実施に関する事項、（3）業務の実施に関する事項、の 3 点を定め、（3）業務の実施に関する事項については、ア 対象水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証、イ 対象水産動物の成長を助長するための協力要請、ウ 漁業協同組合等への事業成果の普及、について定めることとなっています。

4. 県知事は、指定法人から業務実施計画の認可の申請があったときは、法第 18 条の規定により、沿岸漁業の業務に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない

とされています。

5. 県知事は、法第 19 条の規定により、(1) 業務実施計画が県の栽培漁業基本計画の内容に適合するものであること、(2) 業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること、(3) 県の区域に属する沿岸漁業の総合的な利用の見地からみて適切なものであること、の 3 点を満たす場合は、認可をしなければならないと定められています。

また、参考資料として、令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とした第 8 次三重県栽培漁業基本計画の抜粋と沿岸漁場整備開発法の抜粋を今日配布させていただきました。

1-3 ページに公益財団法人三重県水産振興事業団からの認可申請書、1-5 ページから 1-21 ページに令和 5 年度放流効果実証事業業務実施計画及びその添付資料をお示ししています。1-5 ページをご覧ください。1. 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類は、マダイとヒラメとしています。1-9 ページにマダイ、ヒラメを対象に選定した理由があります。1. 魚価が低下しつつあるものの、地域沿岸漁業の重要な対象となっていること。2. マダイは昭和 63 年度から、ヒラメは昭和 62 年度から種苗生産を開始しており、安定的な量産が可能であるということ。3. 本県ではマダイ、ヒラメの生息適地が多く、伊勢湾口地域が主産卵場と推定され、放流適地とも推定されていることから、大量に継続放流することにより、資源の維持、増大が期待されることから選定されています。

1-10 ページ、対象水産動物の放流に関する事項をご覧ください。種苗の入手については、1-14 ページの第 4 表のとおり、マダイは尾鷲栽培漁業センターで生産された 60 万尾、ヒラメは浜島の栽培漁業センターで生産された 20 万尾の入手が予定されています。種苗の中間育成については、マダイは尾鷲栽培漁業センターで種苗生産を 2 月から開始し、4 月上旬から中旬には平均全長 30mm となります。この種苗を海面生簀で平均全長 60mm まで中間育成します。ヒラメは栽培漁業センターで種苗生産を 2 月下旬から開始し、4 月中旬から下旬には平均全長 30mm となります。この種苗を尾鷲栽培漁業センター、伊勢湾南部中間育成施設並びに南伊勢町、鳥羽磯部漁業協同組合の各施設で平均全長 70mm から 80mm まで中間育成します。

放流時期、数量については、マダイは5月中旬から下旬、ヒラメは5月下旬から6月中旬に放流を予定しています。放流数量は中間育成の減耗等を考慮して、マダイ 60mm サイズで 50 万尾、ヒラメは 70mm から 80mm サイズで 16 万尾を予定しています。

1-5 ページの放流について、魚種別の表に対象海域、放流場所、中間育成開始時の収容尾数、放流尾数、放流時期、放流サイズ、その他放流の実施に関する事項について示しています。マダイの海域別の放流尾数は、鳥羽志摩沿岸 13 万尾、度会沿岸 20 万尾、熊野灘沿岸 17 万尾を予定しています。ヒラメの海域別放流尾数は伊勢鳥羽志摩沿岸 9 万 6 千尾、度会沿岸 4 千尾、熊野灘沿岸 6 万尾を予定しています。

令和 5 年度の放流箇所等については、1-19 ページと 1-21 ページに令和 4 年度の放流箇所等の実績を添付していますが、これらを参考にしながら調整していることをご了承いただきたいと思います。

1-6 ページをご覧ください。3. 対象水産動植物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証については、1) 関係地区内における主要生産市場で水揚げされる対象魚について、水揚数量、金額および放流魚の混入率等について調査し、三重県水産研究所の助言を得ながら放流効果の解析を試みる。2) 種苗放流にあたっては、漁業者の自主的な

参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に努める。3) 三重県水産研究所に調査協力を要請する。としています。

1-7ページをご覧ください。経済効果の実証に関する事項についてです。マダイの放流尾数と漁獲量の推移のグラフは、棒が漁獲量、黒丸が放流量です。昭和63年に放流を開始して以来漁獲量は安定しており、今後も種苗放流を継続的に実施することにより漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

経済効果の実証を行っており、事業団では放流効果把握のため、主として安乗、波切、贅浦、奈屋浦、紀伊長島の5市場で調査を実施しています。統計資料等整理されたデータのある直近5ヶ年の放流魚の漁獲状況は、5ヶ年の平均漁獲金額で約2,040万円です。平均種苗放流経費は、県からの種苗買い取り額と中間育成経費、運搬費等を足したものになります。約2,040万円でした。平成30年と令和元年の漁獲金額が大幅に低下したため、経済効果が0円と算出され、漁獲金額の40%を漁獲に要した経費とすると約810万円の経費超過と推定されています。なお、経費率40%は平成5年3月の太平洋中ブロック三重県資源管理推進指針、平成9年事業団報告の値を使用しています。

1-8ページをご覧ください。ヒラメの放流尾数と漁獲量の推移のグラフをご覧ください。昭和62年度から種苗放流を続け、放流当初から漁獲量を比較しますと、約4倍に増大しています。今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。マダイと同様、経済効果の実証を行っており、データのある直近5ヶ年の放流魚の平均漁獲金額は約1,120万円であり、平均種苗放流経費は約760万円ですので、年間放流効果としては約360万円ですが、マダイと同様に漁獲金額の40%を漁獲に要した経費として450万円を差し引くと、約90万円が経費超過と推定されています。あと、流通関係等や遊漁関係者等への波及効果もあるとされています。マダイ、ヒラメとも放流経費の削減に努め、経済余剰のある放流に努めていくこととします。

1-6ページの業務実施計画の続きになります。

4. 放流した対象水産動物の成長を助長するための協力要請については、前年同様、研修会の開催やパンフレット等で呼びかけを行っていくとしています。

5. 事業成果の普及については、県、県水産研究所、市町等と連携して研修会の開催、地域栽培漁業推進協議会や各種研修会での啓発普及に努めるとしています。

また、参考付表として1-11ページに海域・年次別のマダイ放流実績、1-12ページにヒラメ放流実績、1-13ページにマダイ、ヒラメの年次別の漁獲量、生産額、単価。1-14ページにマダイ、ヒラメの県栽培漁業センターでの種苗生産実績及び年次計画を付けています。

説明は以上です。委員の皆さまのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、なにかご意見ございませんか。掛橋委員、いかがですか。

### ○掛橋委員

毎年この放流の成果が報告されるんですけど、確かにタイ、ヒラメは多くなってきたと思います。海洋レジャーという名のもとに漁業者より遊漁者が多くなってきた。漁業者からも遊漁船を専門とする漁師が増えてきたってなかで、タイとかヒラメがよう釣れるようになってきたという声を聞かせてもらっています。また、水揚げにはあがってこない経済効果もあると思います。資源が枯渇してくるなかで、やっぱり放流はこれからも必要だとは思いますが、長く持てば持つほど経費とか魚病も出るなど、いろんな事情もあると思いますが、放流する時のサイズが小さい気がします。この時期に養殖業者が受け取る養殖種苗のサイズが11 cmから14 cm位のなかで、4 cmや5 cmサイズでの放流なんやけど、漁獲する時期に大きくなるのかなとの思いもありながら毎年放流させてもらっています。長い目で見た時の放流効果は着実にありますので、引き続きよろしくお願いします。

### ○藤原委員

掛橋委員からもありましたように、以前も外海の協議会のなかでもいくつか発言をさせていただいたんですけど、我々漁業者や行政も一番心配してるのは放流尾数の費用対効果ですわね。費用対効果を算出するなかで我々が一番懸念してるのは、放流地域を伊勢志摩沿岸、または、度会沿岸、熊野灘沿岸と大きく3つに分けたなかで、放流効果を調査している市場が、安乗、波切、贄浦、奈屋浦、長島の5市場で偏りがあるのでは、と思っています。何が言いたいのかというと、タイが一番多く漁獲される伊勢湾口地域からのサンプリングを行うなど、そこらも加味すると漁獲金額が増えると思います。また、我々の鳥羽磯部漁協ではヒラメもかなり漁獲されています。たくさん漁獲されている地域の結果が資料に反映されれば、自ずとB/Cの数字が上がっていくと思います。そういった調査のこともひとつ考えていただきたいなと思います。

### ○小川会長

ありがとうございました。今の件について、水産資源管理課から何かありますか。

### ○水産資源管理課（阿部係長）

ありがとうございました。持ち帰って検討させていただきたいと思います。

### ○古丸委員

1-7ページを見て思ったんですけど、最近5ヶ年とされていますが、平成27年から令和元年のデータですよ。私はもう少し新しいデータを見たいと思います。今、令和5年ですよ。やっぱりもうちょっと資料を迅速に集計し、せめて令和3年度位までのデータを反映させないと、海は時々刻々と変わりつつありますので正しい議論ができないと思います。

先ほど藤原委員からもお話がありましたようにサンプリングや調査方法の検討、あるいはこの資料に反映させるための迅速性などの工夫ができないものかなと思いました。

あと、1-7ページの③で最近5年間では、平均漁獲金額が約2,040万円で放流経費とトントンということになっていますが、漁獲金額が段々下がってきており、ちょっと気に

なりました。あるいは、前にも議論があったと思うんですけど、時期によってマダイの単価がかなり変わってくると思いますので、そういったものを勘案した方が良いのではないかと思いました。

○木村妙子委員

古丸委員の話と似ているんですけど、費用対効果が重要になってくるのかなと思うんですけど、新しいデータがなくて、それををはかるのは非常に難しい。この今のちょっと古いデータを見て、今後の放流計画の是非を判断するのはちょっと難しいかなって思います。近年の状況を見ると、燃料費や餌とかいろいろなものが値上がりしているのので、経費としては厳しいのではないかと予測はするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○小川会長

水産資源管理課いかがですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

申し訳ありません。細かい経費のデータを持ち合わせておりませんので、今はご回答できません。

○木村妙子委員

今のトレンドとしてどういうことなのかなという感じなんですけど。

○小川会長

ありがとうございます。今後の問題点として収めていただけるとありがたいです。他にご意見はございませんか。

○秋山委員

先ほどの調査年度の問題ですけども、その前にお聞きしたいのが漁獲対象になっているマダイ、ヒラメの年齢はどの位でしょう。2歳、3歳位のものでしょうか。放流してすぐじゃないですよ。何年かたってからでないと、小さいタイでは値段が付かない。つまり、私が言いたいのは、ここに出ている調査年度はやむを得ないかなとちょっと思いました。やっぱり放流後、何年か後でないと漁獲の対象にならないんじゃないかなって思いました。古丸委員、足引っ張るようで申し訳ないんですけどすいません。

○古丸委員

漁獲金額の対象を獲ったものではかれば良いのではないですか。

○秋山委員

要するに少しずつ後ろへずらしていったら良いと。

○古丸委員

さすがに令和元年のものに基づいて、議論っていうのはちょっと実態に即してないのではないかと個人的には思います。

○秋山委員

なるほど、確かにそういう考え方もできますね。

○小川会長

ありがとうございます。放流をして何年か経って漁獲される。その漁獲の大きさによって単価も違ってくるし数量も違ってくるので、そこらのこともまた調べていただければありがたいと思います。そしてできれば、今後は記録としては近々のものを提示していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、他にないようですので、議案1は計画は適正であると認めてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第73条第2項第2号に係る審査基準の作成について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年3月27日付け農林水第24-4341号で三重県農林水産部長から報告がありました。個別漁業権に適格性を有する複数の者から免許申請があった場合に、漁業法第73条第2項第2号に基づく地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者を選定するための審査基準についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

非常にまどろっこしいタイトルですけど、結局、競願、競願とよく言いますが、ひとつの漁業権に対して何人も申請があった時の審査基準を定めさせていただいたということです。

改正前の漁業法では、優先順位が法律のなかにいろいろ書いてありました。例えば、そ

の地元の人であることとか、法人であることとか、経験年数などによる優先順位が法律に書いてありました。そのため、あえて県で定める必要はなかったのですが、漁業法が改正され、そういった規定がすべて廃止されてしまいました。

2-4 ページに漁業法の抜粋を添付しています。線を引いたところが、タイトルにある第 73 条第 2 項第 2 号です。「漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」と書かれていますが、これだけが書かれており、あとの詳しいところの「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の審査基準は県で作成し、海区委員会に予め示すよう国から指導がありました。

このため、審査基準を定めましたので報告させていただきます。

なお、審査基準が必要な漁業権は個別漁業権です。今回の報告は定置漁業権とくろまぐろ漁業の一部です。今回真珠はないので、真珠はまたこれから作成することになります。共同漁業権に関しては漁業協同組合にしか免許しませんし、それ以外の漁業協同組合が管理している区画漁業権も漁業協同組合がそのままになる漁業権ですので、省いています。この第 73 条を説明させていただきますと、基本的には暴力団関係者であるかとか、適格性のない人以外が申請してきた時に、一者しか申請してこなければ、特に問題はありません。

これまで漁業権があったところにほとんど同じ内容のものを類似漁業権といいます。そこに漁場計画を作成した時に、今まで適正かつ有効に活用し、今まで免許を取得していた人が申請をされたら、そもそもその人が優先されますので、その人に免許されることになります。そうではなく競願があった際に、審査基準を使うことになります。例えば、ひとつの漁場計画に二人の申請があり、今までの人も免許申請をしてきましたけども、その人が適正かつ有効に漁業権を活用していなかった時、ひとつの漁業権に対して、今までやってなかった人達が複数申請してきた時、まったく新しい漁業権に複数の人が申請してきた時、などにこの審査基準を使うことになります。

具体的には、2-2 ページが定置漁業、2-3 ページがくろまぐろ養殖漁業の審査基準です。

定置漁業では、1 水揚計画の内容で「現実的な水揚計画になっているか」、2 漁業生産の増大に関する取組で、「漁業生産の増大に資する取組を実施する予定があるか」、3 漁業所得の向上に関する取組で、「単価や付加価値の向上など漁業所得の向上に資する取組を実施する予定があるか」、4 就業機会の確保で、「規模に見合った人数の水夫を雇用する計画になっているか」、5 地域漁業者との調和的発展①で、「地域の者がある程度の割合含まれているか」、6 地域漁業者との調和的発展②で、「漁業紛争が生じないように、調整が図られているか」、7 当該漁業への経験の程度で、「経験のある者がいるか」などを審査基準とさせていただきます。

くろまぐろ養殖業は、定置漁業と比べて漁業権の数も少なく、これを使う可能性は低いとは思っていますが、定置漁業と同じような考え方で、1 から 8 の審査基準を定めています。

因みにこれをどう使うかと言いますと、現在免許申請期間中で締め切りが 6 月 13 日です。仮に免許申請があつて競願になることがわかった際、申請者に対しこの審査基準の中身が審査できるような詳しい計画書や添付書類の提出を依頼して、水産資源管理課で検討

会議等を経て審査する予定です。その後、海区委員会に審査した結果を諮問させていただくことになるかと思えます。競願があった場合には、そのような手続きで進むこととなりますのでお知りおきください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○濱田委員

2-4ページの漁業法第73条第2項第2号について、同じようなレベルの人が二人、新しく漁業権の申請をした時に誰がこう判断するんですか。組合ですか、県ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

県が判断することになります。県が2-2ページや2-3ページの審査基準に基づき、もう少し詳しい資料を申請者に求め判断します。

○濱田委員

地区の組合の意見とかを聴いたりはしないのですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

県に申請を受けてからの話になりますので、県のなかで審査をさせていただきます。その結果を海区委員会に諮問をさせていただく形になります。

○小川会長

よろしいですか。他にありませんか。特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「三重県資源管理方針に係る知事漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

前回委員会で事前承認をいただきました、令和4管理年度くろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲量を変更することについて、変更がありましたのでその報告です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今回の報告は、令和5年3月14日開催の第16期第23回三重海区漁業調整委員会で承認

いただきました、①海区委員会開催後から令和5年3月31日までの間に、②急な漁獲の積み上がりにより、漁獲可能量の変更の必要が生じた場合であって、③変更する内容について、関係団体が同意した場合に限り変更することを事前承認いただいたことに基づき、令和5年3月29日付けで知事管理漁獲可能量を変更したので、その内容について報告するものです。

前回海区委員会に諮問をさせていただいた令和5年3月14日以降の漁獲の状況としては、大型魚の釣りやはえ縄になりますがその他漁業において、県外で操業している漁船による漁獲に増加がありました。

また、小型魚の定置網漁業及び、その他漁業において、漁獲が積み上がってきました。一方で、小型魚のまき網漁業では漁獲が少ない状態であり、県の留保枠については小型魚、大型魚ともに漁獲の積み上がりに対応するために残しておりました。

このような状況から、県の漁獲枠を有効的に活用すること、また、漁獲の積み上がりに対応することを目的に、くろまぐろの小型魚、大型魚において漁獲可能量の変更を行いました。

3-2ページの新旧対照表をご覧ください。左の表が変更したもの、右の表が変更する前のものです。小型魚に関しては、定置漁業を25.5トンに増加、中型まき網漁業を4.2トンに減らし、養殖用種苗採捕漁業は変更せず、その他漁業を15トンまで増やしました。また、大型魚の定置漁業は変更せず、その他漁業を20.2トンに増やしています。

くろまぐろ小型魚の枠については、中型まき網漁業から2.0トン、県の留保枠全量から1.0トン、合計3.0トンを漁獲が積み上がっています定置漁業、その他漁業に1.5トンずつ配分しました。

くろまぐろ大型魚は、県の留保枠全量の2.8トンをその他漁業に配分しています。

くろまぐろ関係団体に同意をいただき3月29日付けで知事管理漁獲可能量を変更したため、今回の海区漁業調整委員会で報告させていただきました。

#### ○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。報告事項3「漁業に関する協定に係る報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

4-1ページにありますように、令和5年3月29日付け農林水第24-4349号で、第11回資源専門家委員会の結果について、三重県農林水産部長から報告があったものです。昨年に引き続き、書面開催されました。

水産資源管理課から補足説明はあるでしょうか。

#### ○水産資源管理課（程川係長）

4-2ページから4-6ページが資源専門家委員会の概要、4-7ページから4-35ページまでが委員会資料となります。特段、補足説明等はありません。以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○秋山委員

4－10 ページの主要魚種の漁獲量変動で、概ねほとんどの魚が愛知県と三重県で同じような動向を示しているんですが、サバ類とマダイだけが2県間で大きな差異ができています。これは何に由来しているのですか。

○水産資源管理課（栗山班長）

あまり詳しくありませんので、申し訳ありませんが、調べたうえでご回答差し上げたいと思います。

○藤原委員

特にサバはまき網の関係かと思います。

愛知県はサバを獲る多獲性の漁業が少ないです。三重県は奈屋浦を中心にまき網での漁獲がたくさんあります。

○小川会長

それでは県から改めてご報告いただければと思います。

ほかにありませんか。特にないようですので、次に進みます。

報告事項4「全国海区漁業調整委員会連合会理事会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5の5－1 ページをご覧ください。

前々回委員会で開催予定の報告をいたしました、第170回全国海区漁業調整委員会連合会理事会が、3月10日（金）東京都にて開催されましたので、その概要について報告します。

5－2 ページをご覧ください。出席者は連合会の役員であり、当海区の浅井元会長も副会長として出席していただきました。また、来賓として水産庁からもご参加いただきました。

主な議題は、令和5年度通常総会（第59回）提出議案についてであり、すべての議案が承認され、5月26日開催予定の総会に提出されることとなりました。

なお、各議案の内容については、総会の開催結果として、改めて報告をさせていただきます。

報告は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項5「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。

6-1ページのとおり、太平洋広域漁業調整委員会が3月15日に東京都で開催され、委員を務めていただいています浅井元会長には、海区漁業調整委員会委員室にてWebで出席いただきました。

議題のうち当海区に関連する（1）太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示についてのみご報告します。

6-5ページをご覧ください。遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年に初めて広域委員会指示が発出され、令和3年6月1日から、「30キログラム未満の小型魚の採捕禁止」と「30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告」が義務付けられています。

令和5年度もくろまぐろの採捕に係る委員会指示が新たに発出され、発出された指示では、水産庁への迅速な報告のため、報告の期限が10日以内から5日以内になっています。

また、6-6ページにありますとおり採捕可能な時期が、令和4年度は6月からでしたが令和5年度は4月からと管理期間に合わせるとともに、期間ごとの割り当てについても改められています。

具体的な指示の内容は6-7ページと6-8ページです。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので次に進みます。

その他事項1「全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料7をご覧ください。

7-1ページ及び7-3ページのとおり、5月26日（金）に全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と通常総会が東京都で対面にて行われます。当日は連合会の副会長である小川会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回の委員会については5月30日（火）10時からの開催をご提案します。  
いかがでしょうか。

○藤原委員

総会の時期に入ってきており、我々の鳥羽磯部漁協は5月30日が理事会、漁連も理事会が予定されていると思います。30日ですと私も永富委員も出席できず変更が可能ならお願いしたいと思います。

○小川会長

今の意見に対して、事務局はいかがですか。

○事務局（増田主幹）

23日はいかがでしょうか。

○小川会長

23日で都合が悪い方いらっしゃいますか。

それでは、次回の委員会は5月23日（火）10時からの開催でよろしく申し上げます。

○事務局（増田主幹）

次回委員会の議題案は、宝石さんごの採捕に関する委員会指示と三重県漁業調整規則の一部改正について、です。

○小川会長

ありがとうございました。これを持ちまして、委員会を閉会いたします。